

○国土交通省告示第千八百一十一号
 水先法（昭和二十四年法律第百二十一号）第四条の規定により、次のとおり水先人の免許を与えたので、水先法施行規則（昭和二十四年運輸省令第一号）第二条の規定に基づき、告示する。
 平成二十三年十月二十七日 国土交通大臣 前田 武志

免許番号	氏名	本籍の都道府県名	免許年月日	水先区の名称
第三〇〇〇一七号	斉藤 志穂	山形県	平成二十三年十月十三日	大阪湾水先区
第三〇〇〇一八号	幸作 徳島	徳島県	平成二十三年十月十三日	大阪湾水先区
第三〇〇〇一九号	川島 豊子	山口県	平成二十三年十月十三日	内海水先区

○国土交通省告示第千八百一十二号
 スカイマーク株式会社及びPeach Aviation株式会社からの渡航空海運通航許可申請書（事業番号平二二第九〇〇四号及び平二二第九〇〇五号）に基づき、平成二十三年十月十三日付け国連審判第十六号により、運輸審議会から、許可することが適当である旨の答申があったので、運輸審議会一般規則（昭和二十七年運輸省令第八号）第二十九条の規定により、これを告示する。
 なお、答申書の内容は、運輸審議会から、閲覧に供する。
 平成二十三年十月二十七日 国土交通大臣 前田 武志

○環境省告示第百九十四号
 環境基本法（平成五年法律第九十一号）第十六条の規定に基づき、昭和四十六年環境省告示第五十九号（水質汚濁に係る環境基準について）の一部を次のように改正する。
 平成二十三年十月二十七日 環境大臣 眞鍋 義典

附表一のケミカルのうち「0.01mg/L以下」と「0.003mg/L以下」とは、「日本工業規格K 0102（以下「規格」という。）55に定める方法」と「日本工業規格K 0102（以下「規格」という。）55.2、55.3又は55.4に定める方法（準備操作は規格55に定める方法によるほか、付表8に掲げる方法によることができる。）」及び「回液中「mg/L」と「μg/L」とは、それぞれ「μg/L」と「mg/L」とする。」
 附表二のケミカルの測定方法の欄及び回液のケミカルの測定方法の欄中「付表8」と「付表9」及び「回液のケミカルの測定方法の欄」回液のケミカルの測定方法の欄及び回液のケミカルの測定方法の欄中「付表9」と「付表10」とは、それぞれ「付表9」と「付表10」とする。
 付表9を付表11とし、付表10を付表12とし、付表11を付表10とし、付表12を付表11とする。

付表8
 カドミウムの測定方法の準備操作

- 1 試薬
 - (1) 超純水（注1）
日本工業規格K 0211に定めるもの
 - (2) メタノール
日本工業規格K 8891に定めるもの
 - (3) 硝酸（2 mol/L）
日本工業規格K 9901に規定する硝酸（注2）に超純水を加え調整したもの
 - (4) 酢酸アンモニウム
日本工業規格K 8359に定めるもの
 - (5) 酢酸アンモニウム溶液（0.1 mol/L）
酢酸アンモニウム7.708gを超純水900mlに溶かし、硝酸又はアンモニウム水を加えてpHを5.5に調整した後、超純水を加えて1 Lとする（注3）
 - (6) 酢酸アンモニウム溶液（0.5 mol/L）
酢酸アンモニウム38.54gを超純水900mlに溶かし、硝酸又はアンモニウム水を加えてpHを5.5に調整した後、超純水を加えて1 Lとする（注3）

(7) 酢酸アンモニウム溶液（5.0 mol/L）
 酢酸アンモニウム385.4gを超純水900mlに溶かし、硝酸又はアンモニウム水を加えてpHを5.5に調整した後、超純水を加えて1 Lとする（注3）
 (8) アンモニウム水
 日本工業規格K 8085に定めるもの

(注1) 測定対象となるカドミウムの汚染が測定を妨害することのないことが確認されているもの。
 (注2) 市販の高純度硝酸を用いてもよい。
 (注3) 測定に影響がある場合は、キレート樹脂に流下し精製する。

2 器具（注4）
 (1) 試験管
 容量20ml以上のもの
 (2) キレート樹脂（注5）
 イミノ二酢酸キレート樹脂を固定したデナスク又はカートリッジで、使用前にメタノール1 ml程度を流下して膨潤させた後、2 mol/L硝酸50mlを1回（注6）、超純水50mlを2回、順次流下して洗浄する。その後、0.1 mol/L酢酸アンモニウム溶液50mlを流速50~100 ml/分で流下（注7）し、活性化を行ったもの

(注4) 器具は日本工業規格K 0094の3.2に よって洗浄し、測定対象となるカドミウムの流出が測定を妨害することのないことが確認されているもの。
 (注5) 市販のものでもよい。また、イミノ二酢酸キレート樹脂（200~400メッシュ）1gをポリプロピレン製固相カートリッジ（例えば、8 ml容）に充填した、あるいは同等の吸着容量をもつ固相カートリッジ又はデナスクでもよい。ただし、取扱説明書等に従う場合は、カララムの活性化に使用する溶媒や流速が異なるので、取扱説明書等に従う。

(注6) 2 mol/L硝酸を加え、わずかに減圧して2 mol/L硝酸をキレート樹脂に1分程度馴染ませた後、ゆっくりと流下する。
 (注7) 0.1 mol/L酢酸アンモニウム溶液を、キレート樹脂上に数ml程度残した状態にしておく。

3 操作
 (1) 試料1 L又はその適量（注8）を規格5.5によって処理する。
 (2) (1)に5.0 mol/L酢酸アンモニウム溶液20ml又はその適量（注9）を加える。
 (3) アンモニウム水でこの溶液のpHを5.5に調整した後、キレート樹脂に加圧又は吸引により流速50~100 ml/分（注10）で流下させる。
 (4) 0.5 mol/L酢酸アンモニウム溶液50ml、超純水50mlを順次流下させてキレート樹脂を洗浄する。
 (5) キレート樹脂に2 mol/L硝酸5 mlを2回、緩やかに通してカドミウムを溶出させた後、超純水5 mlを流下して洗浄を行う。この操作で得られた溶出液及び洗浄液を試験管に受け取る。
 (6) (5)で得られた液を全量フラスコ20mlに移し入れ、超純水を加えて定容としたものを検液とする。

(注8) 規格5.5.2の操作を行う場合はカドミウムとして0.01~0.2 μg、規格5.5.3の操作を行う場合はカドミウムとして0.2~40 μg、規格5.5.4の操作を行う場合はカドミウムとして0.01~10 μgを含む量とすること。
 (注9) (1)の試料の量にあわせて酢酸アンモニウム溶液として約0.1 mol/Lになるよう酢酸アンモニウム溶液を加える。
 (注10) 固相カララムの場合は10~20 ml/分とする。

備考
 この準備操作における用語の定義その他でこの測定方法に定めのない事項については、日本工業規格に定めるところによる。

○環境省告示第九十五号

環境基本法（平成五年法律第九十一号）第十六条の規定に基づき、平成九年環境庁告示第十号（地下水の水質汚濁に係る環境基準について）の一部を次のとおり改正する。

別表カ下ミナムの項中「0.01mg/l以下」を「0.003mg/l以下」に改め、「日本工業規格（以下「規格」という。）K0102の55に定める方法」を「日本工業規格（以下「規格」という。）K0102の55、2、55.3又は55.4に定める方法（準備操作は規格K0102の55に定める方法によるほか、昭和46年12月環境庁告示第55号（水質汚濁に係る環境基準について）（以下「公用水域告示」という。）付表8に掲げる方法によることのできる。）に改め、同表中「mg/l」を「mg/l」に改める。

○北陸地方整備局告示第九十五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第二項の規定により、都市計画事業の事業計画の認可をしたので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

- 一 施行者の名称 新潟県 新潟県加茂市新町一丁目、新町二丁目及び若宮町一丁目地内
二 都市計画事業の種類及び名称 加茂都市計画道路事業三・五・七号 宮寄上加茂線
三 事業施行期間 自平成二十三年十月二十七日至平成三十年三月三十一日
四 事業地

○北陸地方整備局告示第九十六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第二項の規定により、都市計画事業の事業計画の認可をしたので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

- 一 施行者の名称 石川県
二 都市計画事業の種類及び名称 津幡都市計画道路事業三・五・三号 中央通り線
三 事業施行期間 自平成二十三年十月二十七日至平成二十八年三月三十一日
四 事業地

○近畿地方整備局告示第二百六十三号

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構が次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

- (一) 道路の種類 一般国道
(二) 路線名 四百七十八号
(三) 道路の区域

Table with columns for '区' (District), '変更前' (Before Change), '敷地の幅員' (Road Width), '延長' (Length). Lists changes for areas like 京都市西京区 and 大枝沓掛町.

国会事項

衆議院

質問書提出
十月二十五日議員から提出した質問主意書は次のとおりである。
外務省職員の職務遂行の義務に関する質問主意書（浅野貴博提出）
報告書受領
十月二十五日内閣から次の報告書を受領した。
ものづくり基盤技術振興基本法第八条の規定に基づき「平成二十二年年度のものづくり基盤技術の振興施策」に関する報告

参議院

質問主意書提出
十月二十五日議員から次の質問主意書が提出された。
オバマ米国大統領の広島等訪問に対する政府見解に関する質問主意書（浜田昌良提出）（第三号）
報告書受領
十月二十五日内閣から、ものづくり基盤技術振興基本法第八条の規定に基づき「平成二十二年年度のものづくり基盤技術の振興施策」に関する報告を受領した。

人事異動

内閣府

北澤 義博
願に依り情報公開・個人情報保護審査会委員を免ずる（十月二十一日）
（国際平和協力本部事務局次長）
内閣府事務局 高橋 憲一
国際平和協力本部事務局長 田浩二 帰朝につき同事務局局長事務代理を免ずる（十月二十四日）

法務省

青柳 幸一 大橋 洋一 川岸 令和
小林美智子 菅沼 一王 鈴木 善和
野坂 泰司 野村 創 野呂 充
毛利 透 山本 隆司 川神 裕
判事

同

判事兼簡易裁判所判事
八木 一洋
伊藤 寿
同 佐藤 卓生 同 高島 義行
同 中川 綾子 同 三輪 方大
平成二十四年司法試験予備試験審査委員に任命する
任期は平成二十四年十月三十一日までとする
平成二十四年司法試験予備試験審査委員に任命する
任期は平成二十四年十月三十一日までとする（各通）

検事

石垣 智子
同 小原 一人 同 菊池 章
同 近藤 裕之 同 内藤惣一郎
同 山内 由光 同 河原 克巳
検事兼法務教官
平成二十四年司法試験予備試験審査委員に併任する
併任の期間は平成二十四年十月三十一日までとする
平成二十四年司法試験予備試験審査委員に併任する
併任の期間は平成二十四年十月三十一日までとする（各通）

字藤 崇 大木 孝 大木 卓
大澤 裕 甲斐 順子 加藤 英継
神田 秀樹 木下 直樹 佐伯 仁志
酒巻 匡 潮見 佳男 志賀 剛一
洲崎 博史 高橋 則夫 武井 洋一
只木 誠 田邊 誠 角田 大憲
道垣内弘人 中山 幸二 奈良 輝久
二宮 照興 野村 修也 野村吉太郎
畑 瑞穂 平谷 正弘 藤田 浩司
船木誠一郎 三原 秀哲 山内 久光
山野目章夫 渡辺 達徳

判事
相澤 哲
判事兼簡易裁判所判事
上拂 大作
同 岡部 純子 同 武部 知子
同 長瀬 敬昭 同 中園浩一郎
同 野村 賢 同 福井 章代
同 安永 健次
平成二十四年司法試験予備試験審査委員に任命する
任期は平成二十四年十月三十一日までとする
平成二十四年司法試験予備試験審査委員に任命する
任期は平成二十四年十一月三十日までとする（各通）

○国土交通省令第七十八号
道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第七十五条の二第七項及び第百四条の規定に基づき、装置型式指定規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十三年十月二十八日

国土交通大臣 前田 武志

装置型式指定規則の一部を改正する省令

装置型式指定規則（平成十年運輸省令第六十六号）の一部を次のように改正する。
第五条第一項の表中「第十号第三改訂版」を「第十号第四改訂版」に改める。

附則

（施行期日）

第一条 この省令は、平成二十三年十月二十八日から施行する。

（経過措置）

第二条 この省令による改正前の装置型式指定規則（以下「旧規則」という。第五条第一項の表第五号の三下欄に掲げる車両並びに車両への取付け又は車両における使用が可能な装置及び部品に係る統一的な技術上の要件の採択並びにこれらの要件に基づいて行われる認定の相互承認のための条件に関する協定（以下「協定」という。）に附属する規則に基づき行われた認定（外部から充電される電力により作動する原動機を有する自動車（大型特殊自動車及び小型特殊自動車を除く。）に備える特定装置に係るものに限る。）は、平成二十八年十月二十七日までは、この省令による改正後の装置型式指定規則（以下「新規則」という。第五条第一項の表第五号の三下欄に掲げる協定に附属する規則に基づき行われた認定とみなす。）

第三条 旧規則第五条第一項の表第五号の三下欄に掲げる協定に附属する規則に基づき行われた認定（前条に規定するものを除く。）は、新規則第五条第一項の表第五号の三下欄に掲げる協定に附属する規則に基づき行われた認定とみなす。

○環境省令第二十八号

水質汚濁防止法（昭和四十五年法律第百三十八号）第三条第一項、第十四条の三第一項及び第二十七条の規定に基づき、水質汚濁防止法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十三年十月二十八日

環境大臣 細野 豪志

水質汚濁防止法施行規則等の一部を改正する省令

（水質汚濁防止法施行規則の一部改正）

第一条 水質汚濁防止法施行規則（昭和四十六年通商産業省令第一号）の一部を次のように改正する。

別表一・一・ジクロロエチレンの項中「〇・〇二ミリグラム」を「〇・一ミリグラム」に改める。

（排水基準を定める省令の一部改正）

第二条 排水基準を定める省令（昭和四十六年総理府令第三十五号）の一部を次のように改正する。

別表第一の一・一・ジクロロエチレンの項中「〇・二ミリグラム」を「一ミリグラム」に改める。

（排水基準を定める省令等の一部を改正する省令の一部改正）

第三条 排水基準を定める省令等の一部を改正する省令（平成十八年環境省令第三十三号）の一部を次のように改正する。

附則第二条中「五年間」を「十年間」に改める。

附則第二条中「五年間」を「十年間」に改める。

附則別表の亜鉛含有量（単位 リットルにつきミリグラム）の項中

無機顔料製造業
無機化学工業製品製造業
造業 圧縮ガス・液化ガ
く（以下同じ）
表面処理鋼材製造業
非鉄金属一次製錬・精製

（ソーダ工業、無機顔料製
ス製造業及び塩製造業を除
業
業
製造業（表面処理を行うも

及び「無機顔料製造業、無機化学工業製品製造業、表面処理鋼材製

非鉄金属一次製錬・精製
建設用・建築用金属製品
のに限る。）
溶融めつき業

造業、非鉄金属一次製錬・精製業、非鉄金属二次製錬・精製業、建設用・建築用金属製品製造業（表面処理を行うものに限る。）、溶融めつき業」を削る。

附則

（施行期日）

第一条 この省令は、平成二十三年十一月一日から施行する。ただし、第三条の規定は平成二十三年

十二月十一日から施行する。

（経過措置）

第二条 この省令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

告 示

○総務省、外務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省 告示第一号

科学技術基本法（平成七年法律第百三十号）第九条第五項の規定に基づき、科学技術基本計画（平成二十三年八月十九日閣議決定）を次のとおり公表する。

平成二十三年十月二十八日

- 総務大臣 川端 達夫
- 外務大臣 玄葉光一郎
- 文部科学大臣 中川 正春
- 厚生労働大臣 小宮山洋子
- 農林水産大臣 鹿野 道彦
- 経済産業大臣 枝野 幸男
- 国土交通大臣 前田 武志
- 環境大臣 細野 豪志